

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成29年2月15日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）新百合ヶ丘総合病院増築計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	福島県須賀川市南上町123番の1 医療法人社団三成会 理事長 渡邊 一夫
	指定開発行為の名称	（仮称）新百合ヶ丘総合病院増築計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢字都古255-7番地 他
	指定開発行為の目的	既設の病院機能拡大のための増築
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約64,500㎡（市街化調整区域）
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成30年2月 完了予定：平成32年6月
縦覧のお知らせ	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 稲城市：第三文化センター及び稲城市役所環境課
	縦覧期間及び時間	期間：平成29年2月15日（水）から 平成29年3月31日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、第三文化センターにおいては、火曜日から土曜日までは午前9時00分から午後10時00分まで、日曜日及び第2・第4月曜日は午前9時00分から午後5時00分まで（第1・第3・第5月曜日及び祝日は休館）縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成29年3月31日（金） （郵送の場合は、平成29年3月31日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室（郵送または持参に限る） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156